

令和7年7月1日施行

迷惑防止条例改正

※和歌山県「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」が一部改正されます

改正内容 ● 第11条「嫌がらせ行為の禁止」の対象行為の拡大

項	対象となる行為			改正箇所
1	つきまとい、待ち伏せ、進路に立ちふさがり			
	住居・勤務先・学校 その他通常所在する場所 における	見張り、押し掛け		● (追加)
		うろつく		
	現に所在する場所における	見張り、押し掛け		
うろつく				
2	行動を監視していると思わせるような事項を告げる行為等			●(新設)
3	面会その他の義務のないことを行うことを要求する行為			●(新設)
4	著しく粗野又は乱暴な言動をする行為			
5	無言電話			
	拒まれたにもかかわらず	連続して	電話をかける	
			文書を送付	●(追加)
			FAXを送信	
			電子メール送信 SNSでメッセージを送信	
			ブログ・SNSへの書き込み等	●(追加)
6	汚物等を送付する行為			
7	名誉を害する事項を告げる行為			
8	性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を送付等			● (確認的明記)
9	相手の承諾なく、位置情報を取得する行為(GPS)			●(新設)
10	相手の承諾なく、送信装置を取り付ける行為等(GPS)			●(新設)

▶困った時は迷わず連絡をしてください

緊急時

110番通報

上記以外

最寄りの警察署

警察相談電話「#9110」



県警HP



令和7年7月1日から

迷惑防止条例が 一部改正されます

※和歌山県

「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」

改正内容

第11条「嫌がらせ行為の禁止」
の対象行為の拡大

第18条「罰則」の厳罰化



改正内容の詳細は県警HPにも掲載しています

和歌山県

「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」 令和7年7月1日から一部改正されます！！



改正することで、何が変わるの？

嫌がらせ行為としてこれまで規制対象とされていなかった、「うろつく行為」や「ブログ、SNSへの書き込み」のほか、「承諾を得ないでGPSにより位置情報を得る行為」など、新たな類型のつきまとい行為を規制対象行為に拡大するとともに、関係する罰則が引き上げられます。



どんな行為が新たに規制の対象になるの？

第11条「嫌がらせ行為の禁止」の対象行為の拡大

何人も、特定の者に対する嫌悪、嫉妬その他これらに類する感情を充足する目的で、当該特定の者等に対し、下記対象行為を反復して行い、著しい不安を覚えさせてはならない。（※本文中略）

※赤字が今回改正された箇所

追加

住居や勤務先等通常所在する場所（の付近）において、見張り、押し掛け、うろつくこと

例）・住居や職場等の付近で、うろつくこと。



追加

現に所在する場所（の付近）において、見張り、押し掛け、うろつくこと

例）・客として訪れていた店舗に押し掛ける。
・出演していた演奏会場（の付近）等において、うろつくこと。



新設

行動を監視していると思わせるような事項を告げる等

例）・帰宅直後に「おかえり」等とメール送信する。
・相手方の勤務先が管理するホームページ上に相手方の容姿を撮影した画像を投稿すること。



新設

面会その他の義務のないことを行うことを要求すること

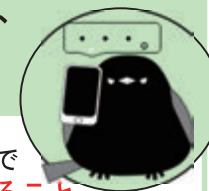
例）・拒否しているにもかかわらず、面会や謝罪等を求める。
・拒否しているにもかかわらず、一方的に物品を届けること。



追加

拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、文書を送付し、FAX・メール・SNSでメッセージを送信し、ブログ・SNSへの書き込み

例）・拒まれたにもかかわらず、連続して文書やメール、SNSでメッセージを送ったり、ブログやSNSに書き込んだりすること。



確認的明記

性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を送付等

例）・わいせつな写真や、DVDやUSB等の電磁的記録に係る記録媒体を送ったり、インターネットに掲載する。



新設

相手の承諾なく、GPS機器等を用いて位置情報を取得する行為

例）・相手方のスマートフォンを悪用して、スマートフォンの画面上に位置情報を表示させて盗み見る行為。
・相手方の車に取り付けられたGPS機器の位置情報を取得する行為。



新設

相手の承諾なく、GPS機器等を取り付ける行為等

例）・相手方の車にGPS機器を取り付ける。
・相手方の所持するカバン等にGPS機器を差し入れる。



罰則の厳罰化

単純罰則・・・改正前：6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金
改正後：1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
常習罰則・・・改正前：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
改正後：2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

